

総代選挙規約

第1条(目的)

この規約は、定款第46条に基づき組合員の総意を代表する総代を選挙する諸手続を定める事を目的とする。

第2条(選挙権・被選挙権)

組合員は次の場合を除き選挙権、被選挙権を有する。

- ①定款第10条による脱会を申し出ているもの
 - ②定款第12条により除名の議決を受けたもの
 - ③未成年者、成年被後見人若しくは被保佐人又は被補助人は被選挙権を有しない。
- 2 組合員はその出資口数の多少に関わらず、各一個の選挙権を有する。

第3条(総代の定数及び選挙区)

総代の定数及び選挙区は定款第45条の定める範囲内で、選挙の都度理事会でこれを定める。

- 2 選挙されるべき総代の数は、定款の定めに基づく総代数とする。

第4条(選挙管理委員会)

総代選挙は選挙管理委員会(以下委員会という)が管理する。

第5条(委員会の職務等)

委員会は次の事項を管掌する。

- ①選挙人名簿の作成
- ②選挙期日並びに選挙方法の公告
- ③選挙運動に関する管理運営、投票並びに開票の管理
- ④候補者の公告
- ⑤当選者の確定及び公告
- ⑥選挙権、被選挙権の有無、投票の効力、その他選挙に関する疑義の決定
- ⑦その他選挙に関する必要な事務の決定並びにその細則を定める事

第6条(委員)

理事長は、組合員の中から公募の方法により5名の選挙管理委員を任命しなければならない。

- 2 選挙管理委員の任期は2年とする。
- 3 選挙管理委員は当該選挙の候補者となる事ができない。
- 4 選挙管理委員会は選挙管理委員長を互選によって選出する。
- 5 第1項に規定する方法により委員会を構成できない場合、理事長は、「役員選任規約」第4条第9項の規定により「役員推薦委員会」の委員を選挙管理委員として任命する事ができる。

第7条(補欠選挙)

総代の欠員が選挙区毎の定数の5分の1を超えた時は遅滞なく補欠選挙を行う。

第8条(立候補)

総代の候補者となろうとする者は、投票日の5日前までに書面をもって委員会に届けなければならない。

- 2 組合員10名以上の推薦による候補の届出がある場合には、これを前項の立候補とみなす。但し、この場合は総代となろうとする者の書面による承諾書を添付しなければならない。
- 3 前項による推薦候補者は選挙区毎の定数を超えてはならない。

第9条(選挙)

総代は候補者として届出のあったものの中から選挙する。

第 10 条(無投票当選)

候補者が選挙区別に定めた定数を超えない時は、届出のあった候補者を当選者とする。

第 11 条(届出期間の延長)

委員会は届出期間内に候補者の届出が定数に達しない時は、更に 7 日間を限度として届出期間を延長する。

第 12 条(公告)

委員会は、定款第 83 条に基づいて投票日の 10 日前までに総代の定数、選挙の方法、日時、場所等を公告し、組合員に通知しなければならない。

2 委員会は立候補の届出を受けた時は、速やかに届出の順に従って、その氏名を組合事務所に公示し又は組合員に通知する。

第 13 条(選挙)

総代の選挙は単記無記名投票による。

第 14 条(投票)

投票は、委員会が定めた日時・場所において委員会の定める方法によって行う。

第 15 条(開票)

委員会は投票時限経過後、投票を締め切り、その場所において直ちに開票する。

2 開票には委員会の指名する組合員 3 名以上を立ち会わさなければならない。

第 16 条(当選者の決定)

当選者の決定は得票の多いものから順次地区別に定数に満までの者を当選者とする。

2 得票数が同数で当選者が確定しない時は、抽選によって当選者を決定する。

第 17 条(理事会における選任)

第 8 条ないし第 11 条による総代の立候補がない場合又は立候補者が定数に満たない場合においては総代の選任(定数に満たない場合はその不足する数とする)は理事会の議決により行う。

2 前項の場合理事長は、別に定める「役員選任規約」第 4 条の規定による「役員推薦委員会」に推薦を委嘱し、その推薦した者を総代候補者として議決する。

3 前項の場合における総代候補者の推薦については、「役員選任規約」第 4 条の規定に準ずる事とする。

第 18 条(公告)

委員会は、当選者が決定した時は、直ちに本人及び理事長に通知し、組合員に公告する。

第 19 条(規約の改廃)

本規約の改廃は総代会の議決による。

附則

本規約は成立の日から施行する。

附則

本規約は 2008 年 6 月 29 日から改定施行する。

附則

本規約は 2020 年 6 月 24 日から改定施行する。

附則

本規約は 2025 年 6 月 15 日から改定施行する。

役員選任規約

第1条（総則）

定款第19条および第20条に規定する役員の選任については、定款の定めによるほか、この規約の定めるところによる。

第2条（定数）

役員の定数は、定款の定める範囲で理事会において決定する。

第3条（候補者になることができない者）

生協法の規定により役員となることができない者のほか、以下の者は不適格者として役員の候補者となることができない。

- ①未成年者
- ②被補助人
- ③破産手続き開始の決定を受け、復権していない者

（【注記】改正生協法の規定を補足）

第4条（候補者の推薦）

理事及び監事候補者を推薦する機関として、役員推薦委員会（以下「委員会」という）を置く。

2 委員会は、次の委員により構成し、委員長を互選する。

- ①理事会において選任した総代 3名
- ②理事会において選任した理事 2名

3 理事長は、役員候補者の推薦に先立ち、次の事項を公告し、役員推薦委員会の推薦を受けることを希望する組合員からの申し出を求めるものとする。

- ①役員選任を行なう総代会の日時及び場所
- ②第2条に基づき理事会が決定した役員定数
- ③申し出の受付方法及び申し出の期限

4 前項の規定により申し出をすることができる者は、前項の公告のあった日の前月の末日から継続して組合員である者に限る。

5 前項の規定に関わらず、定款第20条第3項に定める監事については、第3項の規定による申し出をすることができる。

（【注記】第5項は、定款で「員外監事」規定を採用しているための項目）

6 委員会は、第3項及び第4項、第5項の規定により申し出た者の中から、委員の5分の3以上の多数により、第2条に基づき理事会が定めた定数において、推薦すべき候補者を決定する。

7 委員会は、前項の規定により推薦すべき候補者を決定したときは、決定に係る候補者からあらかじめ承諾を得るものとする。

8 委員会は、前項の規定により推薦すべき候補者を決定したときは、その内容を理事長に報告すものとする。

9 この委員会は、別に定める「総代選挙規約」第6条及び第17条の規定により、総代候補者を推薦し、選挙を管理する機関を兼ねることができる。

第5条（役員選任議案の決定）

理事長は、前項規定による報告を受けたときは、総代会に提出する役員選任議案を作成し、理事会に付議しなければならない。

2 理事会は、前項の規定により提案された役員選任議案について、法令並びに定款及び規約に違反する場合を除き、総代会に提案することを決定しなければならない。

第6条（役員選任議案の通知）

理事会は、法令の定めに従い、総代会の招集通知とあわせて役員選任議案を議案書に掲載して総代に送付しなければならない。

第7条（役員選任議案の説明及び採決）

理事は、総代会において役員選任議案の内容を説明しなければならない。

2 総代会における役員選任議案の採決は、候補者全員を一括して行なうものとする。但し、議長が定めることにより、理事の選任に係る部分と監事の選任に係る部分を区分して採決することを妨げない。

第8条（役員の就任）

選任議案が総代会で議決されたときは、直ちに選任された各役員に対してその旨の通知をしなければならない。

2 前項の通知を発した日から1週間以内に就任を辞退する旨の届出がないときは、役員に就任したものとみなす。

第9条（役員の補充）

役員の一部が欠けた場合において、補充の選任を行なうときは前各条の規定を準用する。

第10条（細目）

本規約に定めるほか、役員選任の実施の細目は理事会において別に定める。

第11条（改廃）

この規約の改廃は総代会の議決による。

附則

1 この規約は、2008年 月 日から施行する。

2 2008年6月29日第15回通常総代会において議決。

（【注記】施行日は関係官庁による新定款認可日）

住所不明組合員のみなし自由脱退手続きに関する規約

第1条（目的）

この規約は、定款第10条第2項の規定に基づき、「みなし自由脱退」に関する手続きについて定める。

第2条（定義）

この規約において、第4条に定める基準日に自由脱退の予告があったとみなされた組合員を「みなし自由脱退対象者」、最終的に脱退したものとみなされた組合員を「みなし自由脱退者」という。

第3条（組合員の所在確認）

理事長は毎年1回以上、消費生活協同組合法第39条に定められた方法により、通知書等を郵送することにより、組合員の所在の確認を行なうものとする。但し、全組合員を対象とした必要な通知書等によってこれに代えることができる。

第4条（みなし自由脱退対象者）

前条に定める手続きの結果、毎年9月30日を基準日として、通知書等が2期連続して宛先不明等で返送されて所在が確認できない組合員を、理事会での確認に基づき「みなし自由脱退対象者」とすることができる。

2 但し、事後において、本人からの申し出等により、その所在が確認された組合員は、「みなし自由脱退対象者」から除外する。

第5条（公告）

理事長は、「みなし自由脱退者」について、当該事業年度の基準日の翌日から事業年度の末日までの期間、住所の変更届出の催告を組合の事務所に設置した掲示場、広報紙およびホームページ等で公告するものとする。

2 「みなし自由脱退対象者」の名簿を主たる事務所において備えておくものとする。

第6条（みなし自由脱退の手続き）

前条に定める公告を行なった後、所在が確認できなかった「みなし自由脱退対象者」を、理事会での確認に基づいて、事業年度末をもって「みなし自由脱退者」として処理を行い、次の総代会に報告するものとする。

第7条（組合員資格の回復）

前条の規定により「みなし自由脱退者」とされた後に、本人からの申し出等により所在が確認され、引き続き組合員資格を有することが確認できた者については、組合員資格の回復手続きを行なうことができる。

第8条（出資金の扱い）

「みなし自由脱退者」の出資金は、自由脱退したとみなされた事業年度末以降、少なくとも2年間は預り金として管理を行い、その間に「払い戻し請求」があったときは、速やかに返還に応じなければならない。

第9条（改廃）

この規約の改廃は、総代会の議決による。

附則

この規約は、2008年6月29日から施行する。

他の法人、団体への加入又は脱退についての 理事会議決の範囲に関する規約

第1条（目的）

この規約は定款第56条第1項第7号および同条第2項の定めに基づき、組合が第3条各号に掲げる事業を行なうため、必要と認める他の法人、団体への加入または脱退について、総代会の議決を経ることなく理事会の議決をもってできる範囲を定める。

第2条（理事会で議決できる範囲）

他の法人または団体への出資金若しくは加入金または会費について、理事会で議決できる範囲を次の通り定める。

- ①他の法人または団体への出資金（1会計年度内の増資を含む）若しくは加入金が、500万円以下であるもの。
- ②他の法人または団体への会費が、年間500万円以下であるもの。

第31条（改廃）

この規約の改廃は、総代会の議決による。

附則

この規約は、2008年6月29日から施行する。

総代会運営規約

(目的、運営)

第 1 条 この規約は、定款第63条の規定に基づき総代会の議事の方法を定め、もってその議事の円滑な運営を図ることを目的とする。

2. 総代会の議事の運営については、法令および定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところによる。

3. 総会の議事運営については、第 2 条第 2 項、第25条を除いてこの規約を準用する。この場合は、総代会を総会と、総代を組合員と読み替えるものとする。

(資格審査)

第 2 条 総代が総代会に出席する場合には、この組合の発行した総代会の招集通知を提示することを要する。但し、総代本人であることが明らかである場合はこの限りではない。

2. 総代が書面により議決権及び選挙権を行使する場合には、定款第58条第 3 項に定める書面として、この組合の発行した書面議決書に署名または記名押印して、総代会の開会までに組合に提出することを要し、この場合、定款第58条第 2 項の規定によりこれを出席者とみなす。

3. 総代の代理人が総代会に出席する場合には、定款第58条第 5 項に定める代理権を証する書面として、その総代が署名または記名押印した委任状を提出することを要する。

(開会)

第 3 条 理事会または理事長の指名した理事は、出席した総代が定款第54条第 1 項に定める定足数に達したときは、出席状況を会場に報告し、開会宣言をする。

2. 監事が招集した総代会においては、監事が開会を宣言する。

(議長)

第 4 条 総代会は、すべての議事に先立って、出席した総代の中から議長を選任する。

2. 議長は 3 名以内とし、複数名の議長の場合は議長団を構成するものとする。

3. 議長は総代会の秩序を維持し、議事を整理する。

(議事録署名人および書記)

第 5 条 議長は議事の開始にあたって、総代会議事録に署名する総代 2 名の選任を総代会に諮るとともに、書記 2 名を指名する。

(議事運営委員会)

第 6 条 総代会は、議事の円滑な進行を図るために議事運営委員会をおく。

2. 議事運営委員会は、総代会で選任した総代および理事若干名をもって構成し、委員長を互選する。

3. 議事運営委員会は議長を補佐し、議事の運営に係る事項につき、協議、提案を行なう。

(資格審査委員会)

第7条 総代会は、出席者の資格に関する審査を行なうために資格審査委員会をおく。

2. 資格審査委員会は、総代会で選任した総代および理事若干名をもって構成し、委員長を互選する。

3. 資格審査委員会は、出席者の資格に関する審査の状況を点検し、議長の求めに応じてその結果を報告する。

4. 資格審査委員会は、議事運営委員会を兼ねることができる。

(議題の付議)

第8条 議長は、各議事に入るにあたり、当該議題を付議することを議場に宣言する。

2. 議長は、複数の議題または議案を一括して付議することができる。

(発言)

第9条 総代は、議長からの発言の許可を得た上でなければ発言することができない。

2. 総代の発言は議事運営に関するものを除き、付議された議案に関係あるものでなければならない。

3. 総代の発言はすべて簡明にしなければならない。

4. 総代会の運営上必要があるときは、議長は総代の発言時間を制限することができる。

5. 議長は、必要があるときは、付議された議案に関する発言について事前に文書で報告するよう求めることができる。

(発言制限違反に対する処置)

第10条 総代の発言が前条の規定に違反すると認めたとき、または以下の各号に該当すると認めたときは、議長は必要な注意を与え、またはその発言を中止させることができる。

1. 発言が重複するとき

2. 他人を侮辱するなど総代会の品位を汚すとき

3. その他議事を妨害し、または議場を混乱させるとき

(退場命令)

第11条 議長は、次の者に対して会場からの退去を命じることができる。

1. 総代またはその代理人として出席した者であって、その資格を有しないことが判明した者

2. 前条に定める議長の注意または発言中止命令が再三行われたにもかかわらず、これに従わない者

3. 審議に支障を生じる恐れのある物の持込み、示威行動その他不穏当な行動により総代会の審議を妨害し、再三にわたる議長の注意、制止にも従わない者

(質問に対する答弁)

第12条 総代会は、その議決権の行使に必要な範囲内において、議案について質問するこ

とができる。

2. 総代の質問に対する答弁は、議案に関する質問については理事長またはその指名した理事が、監査に関する質問については監事が行なう。但し、以下の場合には、その理由を告げて質問に対する答弁を拒むことができる。

1. 質問が総代会の議事日程及び議案に直接関係ないと認められるとき
2. 調査を要するために、直ちに答弁することが困難であると認められるとき
3. 質問がすでに答弁した質問と同一のものと認められるとき、その他答弁の必要がないと認められる正当な理由があるとき
3. 理事または監事は、議長の許可を受けて職員等の補助者に説明させることができる。

（議事進行に関する動議）

第13条 議長および総代は、議事進行に関する動議を提出することができる。

2. 議長は、前項の規定に基づき総代から動議が提出された場合であっても、議事運営上適切でないと認められたとき、自らの判断によりこれを却下することができる。但し、議長不信任の動議についてはこの限りではない。
3. 議事進行に関する動議を選択する場合には、書面による議決権を加えないものとする。

（修正動議）

第14条 総代が、付議された議案を修正する動議（以下、修正動議という。）を提出する場合には、総代定数の十分の一の総代の賛同を要する。

2. 前項の要件を満たす修正動議の提出があった場合には、議長はその動議について審議に付さなければならない。
3. 修正動議を選択する場合には、書面による議決権は全て棄権とみなす。

（緊急動議）

第15条 総代は定款第53条第3項に基づき、定款の定める総代会の議決事項以外の事項であって、軽微かつ緊急を要するものについて、動議を提出することができる。

2. 前項に定める動議（以下、緊急動議という。）を提出する場合には、総代定数の十分の一の総代の賛同を要する。
3. 緊急動議を選択する場合には、書面または代理人による議決権を加えないものとする。

（休憩）

第16条 議事の進行上必要と認められるときは、議長は休憩を宣言することができる。

（審議の打ち切り）

第17条 議長は、質問または意見を述べようとする総代がある場合でも、議題について質疑および討議がつくされたと認められるときは、審議を打ち切り採択することができる。

2. 討議された議案につき、質疑または討議が続出して容易に終結しないときは、総代は、審議を打ち切り直ちに採択に付すべき旨の動議を提出することができる。

(採択の方法)

第18条 議長は、採択にあたって議場の閉鎖を宣言するものとする。

2. 採択は、挙手、起立、投票のいずれかの方法によるものとし、そのつど議長がこれを定める。なお特別決議等についての採択ならびに議事運営についての会場の意志を確認する方法として拍手によることができる。

3. 議案の採択は各議案ごとに行なわなければならない。但し、一括して審議した議案については、一括して採択することを妨げない。

4. 採択は、修正動議、原案の順に、かつ、修正動議が複数ある場合には、その趣旨が原案とより異なるものから順に行なうものとする。

5. 棄権票は出席総代の議決権数に算入する。表示された議決権行使の意思内容が不明である場合も同様である。

(採択結果の宣言)

第19条 議長は、採択の結果を宣言しなければならない。議長は、その議題の決議に必要な賛成数を充足していることが明らかな場合は、賛否の数の宣言を要しない。

(一事不再議)

第20条 既に否決され、または撤回された議案および動議は、特段の状況の変化がない限り、同一の総代会において再び提出することができない。

(閉会宣言)

第21条 議長は、議事日程において予定した議案のすべての審議を終了してとき、または第23条に基づく打ち切り、延期もしくは続行の決議があったときは、直ちに閉会を宣言しなければならない。

(特別委員会)

第22条 総代会で特に必要と認めたときは、特別委員会を設けて議案その他の事項を付託し、協議させることができる。

2. 特別委員会の委員はそのつど総代会で選任し、委員長を互選する。

3. 特別委員会は、議長の求めに応じて、付託された事項に関する協議の経過および結果を総代会に報告しなければならない。

(総代会の打ち切り、延期および続行)

第23条 総代会は、総代の議決により、打ち切り、延期し、または続行することができる。

(中途退席)

第24条 出席した総代が総代会の閉会前に退席する場合には、議長への届け出を要する。

2. 前項の規定に基づき退席する総代が書面議決書を提出した場合には、定款第58条第3項の規定にかかわらず、これを有効と取り扱う。

（傍聴）

第25条 組合員は、議長の許可を得て総代会を傍聴することができる。

2. 前項の規定に基づいて総代会を傍聴する組合員は、議事運営に支障を生じない範囲で、議長の許可を得て発言することができる。

（改廃）

第26条 この規約の改廃は総代会の議決を要する。

付則 この規約は、2006年 6月24日より施行する。

紀の国医療生活協同組合 理事会規定

第 1 条 理事会に関する事項は、法令ならびに定款に定めるものを除き、この規定の定めるところによる。

第 2 条 理事会はこの規定ならびに総代会の議決に基づいて、業務の執行及び運営に関する重要事項を審議決定する。

第 3 条 理事会は理事をもって構成する。

第 4 条 理事会は毎月 1 回開催する。但し次の場合は臨時に開催することができる。

1 理事長が必要と認めたとき

2 理事の 3 分の 1 以上、または監事全員が会議の目的とする事項及び消臭の理由を記載した書面を提出して、理事会の招集を請求したとき、理事長はその日から 7 日以内に理事会を招集しなければならない。

第 5 条 理事会は理事長が招集する。但し、理事長に事故あるときは、定款第 28 条の規定に従い、その職務代行者が召集することができる。

第 6 条 理事会を招集するには、予定日から 1 週間前までに開催の日時、場所、及び会議の目的とする事項を記載して、召集の通知を発しなければならない。緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第 7 条 理事会の議題は、理事長が発案する。各理事は事故の意見を議題として提案することができる。但しこの場合は予め理事長に通知しなければならない。

第 8 条 次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- 1 理事長、副理事長、専務理事、常務理事の選任、解任、
- 2 総代会の招集ならびに総代会に付議すべき事項
- 3 組合の財産及び業務の執行のための手続き、その組合の財産権及び業務執行についての必要な事項を定める規則の設定、変更、廃止
- 4 取引金融機関の決定
- 5 借入金に関する事項
- 6 1 件 50 万円以上の固定資産の取得、処分、改造、及び修理
- 7 1 件 1 万円以上の寄付金品の支出
- 8 職制機構の制定及び変更
- 9 職員の採用、解雇、異動、及び賞罰に関する事項
- 10 職員の給与及び待遇に関する事項
- 11 重要な契約の締結、変更及び解除
- 12 組合員の加入及び脱退
- 13 訴訟に関する事項
- 14 他団体に対し出資もしくは出損
- 15 その他理事会で必要と認めた事項

第 9 条 理事会は理事の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決す

るところとする。

3 理事会の議長は、出席した理事のうちからその都度選出され、理事として議決に参加できない。

4 理事会において、組合と理事の関係について議決する場合、その理事は理事会の議決に参加できない。

5 理事会において議決する場合、議長及び前項に規定する理事は出席した理事の数に算定しない。

6 理事会の議事については、議事の経過の要領及び結果を記載した議事録を作成し、議長及び理事会において選んだ理事2名が、これに署名押印しなければならない。

第10条 理事は、理事会の議案として予め通知のあった事項について、書面を以って議決権及び選挙権を行うことができる。

2 前項の規定により議決権及び選挙権を行うものは、これを出席者とみなす。

3 第1項の規定により、議決権及び選挙権を行うものは、書面で予め理事長に提出しなければならない。

第11条 理事長は、理事会において次の事項を報告しなければならない。

- 1 事業の執行状況
- 2 理事会において決定した事項の執行状況
- 3 その他特に必要と認めた事項

第12条 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。但し、理事会の議決に加わることはできない。

2 理事会は必要に応じて、職員その他関係者を出席させて意見をきくことができる。

第13条 理事会に付議すべき事項のうち、緊急の事項で理事会を開くいとまのないときは、理事長及び理事長職務代行者はこれを専決することができる。

2 前項の専決をしたときは、次回の理事会でその結果を報告し、承認を得なければならない。

第14条 理事会の議事についての細則は、理事会において別に定める。

第15条 この規定の改廃は、理事会において理事の3分の2以上の多数の議決を必要とする。

附則 この規定は昭和61年4月19日から実施する。

紀の国医療生活協同組合 役員報酬規則

(目的)

第1条 この規則は、紀の国医療生活協同組合（以下法人という）の役員報酬に関する事項を定めたものである。

(役員の種類)

第2条 役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬の支払)

第3条 役員の報酬の支給方法は、賃金規定を準用する。

第4条 この規則に定めない事項は、理事会において決定する。

(規則の改廃)

第5条 この規則の改廃は、理事会の議決を経るものとする。

附則

この規則は、2013年4月27日から施行する。

役員退職慰労金・弔意金 規程

第1条(総則)

当生協の理事または監事(以下「役員」という)が退職したとき、または役掌が大きく変更して日常業務に関与しなくなったときは、総代会の議決を経て退職慰労金を支給することができる。

第2条(基準額)

退職した役員に給付する退職慰労金は次の各号のうちいずれかの額(以下「基準額」という)の範囲内とする。

1. 本規程に基づき理事会が決定した金額にして、総代会において承認された額
2. 本規程に基づき計算すべき旨の総代会の決議に従い、理事会が決定した額

第3条(適用の範囲)

この規程は、全役員に適用する。ただし、次の各項のいずれかに該当する場合には、役員退職慰労金を減額または支給しないことがある。

1. 退職に当たり、所定の手続きおよび事務処理等をなさず、会社業務の運用に支障をきたす場合
2. 退職に当たり、会社の信用を傷つけ、または在任中知り得た会社の機密を漏らすことによって、会社に損害を与える恐れのある場合
3. 在任中不都合な行為があり、役員を解任された場合
4. 退職後、会社の信用を傷つけ、または在任中知り得た会社の機密を漏らすことによって、会社に損害を与えた場合
5. その他前各項に準ずる行為があり、理事会で減額ないし不支給を適当と認めた場合

第4条(基準額の計算)

退職慰労金の基準額は次の各項目をそれぞれ乗じた額とし、算出額に万円未満の端数がある場合は万円単位に切り上げる。

1. 退任時最終報酬月額
2. 役員在任年数
3. 退任時役位別倍率

退任時役位	倍率
理事長	3.0
副理事長	2.5
専務理事	2.5
常務理事	2.0
常勤理事	1.5
常勤理事のうち、所定労働時間に満たない者	0.75
監事	1.2

第5条（在任期間）

役員在任期間は1ヶ年を単位とし、端数は月割りとする。ただし、1ヶ月未満は1ヶ月に切り上げる。

2. 役員が任期中に死亡し、またはやむを得ない理由により退職したときは、任期の残存期間を加算することができる。

第6条（功績加算）

在任中に特に功績が顕著と認められる役員に対しては、第4条により計算した金額にその3割を超えない額を限度として加算することができる。

第7条（弔意金）

役員が在任中に死亡したときは、次の金額を弔意金として支給する。

1. 業務上の死亡の場合 死亡時の報酬月額×36ヶ月分
2. その他の死亡の場合 死亡時の報酬月額×6ヶ月分

第8条（支給の時期）

退職慰労金の支給時期は、原則として総代会の決議または承認後6ヶ月以内とする。

第9条（死亡役員に対する死亡退職金等）

死亡した役員に対する死亡退職金・弔慰金は遺族に支給する。

2. 遺族とは配偶者を第一順位とし、配偶者のいない場合には子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位とする。なお、該当者が複数いるときは代表者に対して支給するものとする。

3. 死亡退職金・弔慰金については、会社の業績等により当該役員の遺族と協議の上、支給の時期、回数、方法について別に定めることがある。

第10条（生命保険契約の締結）

1. 生協は退職慰労金の支払いに際し一時的な資金負担を軽減するために、役員を被保険者とする生命保険契約を締結することができる。

2. 役員が退職したときは、退職慰労金の全部または一部として、この保険契約の名義を役員に変更して保険証券を交付することがある。この場合、保険契約の評価額は解約返戻金相当額とする。

第11条（規程の改廃）

本規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

第12条（施行日）

本規程は1997年4月1日から施行し、施行後に退職する役員に対して適用する。

附則

本規程は2022年3月26日に改正施行し、改正施行以降に総代会で議決を必要とする議案に対して適用する。